(質問の

四

答 弁 第 四 號昭和二十四年四月十二日

衆甲第一〇号

昭和二十四年四月十二日

内閣総 理大臣 告 田 茂

衆 議 院議長 鸺 原 喜 重 郎 殿

衆議院議員山口武秀君提出昭和二十四年度農業計画割当についての質問に対し別紙答弁書を送付す

る。

衆議院議員山口武秀君提出昭和二十四年度農業計画割当についての質問に対する答弁書

右質問については、 全く御説の通りである。 政府は、 すでに別記昭和二十四年三月十八日付二四食糧第

一三一九号通達をもつて、 生産者別割当があいまいにならないように、各都府縣知事に対し指導方を要望

した。

記

一四食糧第一三一九号(企画)

昭和二十四年三年十八日

食糧管理局長官

農政局長

事殿

知

昭和二十四年産主要食糧農産物の農業計画の生産者に対する指示に関する件

_-

昭 和二十 四年産米、 V) ŧ 類の農業 計 画 [の各生 産者別 割当 0) 公表は、 昭和二十四年 <u>-</u>一月十 日 附 兀 食糧

第 五. 七 号 通達による: 指 示 0) 通 n 先月中に完了し 現 在は各生産 者に 対す /る指 示の段階にあると存ずるが、

現 行 |食糧 確 保臨時 時措置法第七條による各生産者に対する農業計 画 \mathcal{O} 指示 は 口頭でも差支えないことに成つ

てい るため各生産者の事 前供出割当数量が、 あい まいと成り超過供出分の特別價格による買入の 事務 処 理

等に こつき種 々の不都合が起る虞れがあるから、二十四年産主要食糧農産物 の農業計画は必ず 別紙 様式 の文

書に により 市 町村長 から生産者に指示するよう指導願 い度いこれについ ては食糧 確 保 臨 時 措置 法 \mathcal{O} 改 Ī の際

法律に明記する方針である。

な お 右 \mathcal{O} 措置 に 併 せ て市 町 村 長 は 個 人別 割当を完了次第個 人別 割当の 明細書を市 町村の 食糧檢査官に速

に送付するよう特段の指導を煩したい。

別 紙 様式 (の指 示書は食管にて印刷の上送附するから念爲右通達する。

第

号

昭和 年産 農業計画

食糧確保臨時措置法第七條の規定により貴殿に対する昭和 年産 の農業計画(の変更)を左

の通り指示する。

産数量

生

保

有

数

量

供

出数

量

石

石

石

貫

貫

備考 米、雑穀、麦類の單位は玄米換算石とする。

馬鈴薯

貫

貫

貫

貫

石

石

石

石

甘し

ょ

麦

類

雑

穀

米

年 月 日

三

殿

市

町

村四

長⑪